

沖縄県廃棄物処理計画(第五期)

(計画期間:令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)

令和 4(2022)年 3 月



沖縄県

OKINAWA PREFECTURE

目次

| | |
|-------------------------------|------|
| 1. はじめに | 1-1 |
| 1.1 策定の背景・趣旨 | 1-1 |
| 1.2 計画の性格と位置づけ | 1-3 |
| 1.3 計画の期間 | 1-4 |
| 1.4 目指すべき将来像 | 1-4 |
| 2. 廃棄物の現状と課題 | 2-1 |
| 2.1 一般廃棄物の排出・処理状況と課題 | 2-1 |
| 2.2 産業廃棄物の排出・処理状況と課題 | 2-36 |
| 3. 廃棄物の排出量及び処理量の見込み | 3-1 |
| 3.1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測 | 3-1 |
| 3.2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測 | 3-5 |
| 4. 持続可能な沖縄のための目標設定 | 4-1 |
| 4.1 持続可能な沖縄に向けた考え方 | 4-1 |
| 4.2 持続可能な沖縄のための目標 | 4-8 |
| 4.3 各主体の役割分担 | 4-14 |
| 5. 持続可能な沖縄のための主要施策 | 5-1 |
| 5.1 持続可能な沖縄のための施策体系 | 5-1 |
| 5.2 本県独自の資源循環の確立 | 5-5 |
| 5.3 持続可能な廃棄物処理体制の確保 | 5-14 |
| 5.4 適正処理の徹底 | 5-29 |
| 6. 計画の推進 | 6-1 |
| 6.1 県における推進体制 | 6-1 |
| 6.2 市町村との連携強化 | 6-1 |
| 6.3 関係団体・事業者との連携強化 | 6-1 |
| 6.4 計画の進行管理 | 6-2 |

1. はじめに

1.1 策定の背景・趣旨

沖縄県(以下、「本県」という。)は、亜熱帯海洋性気候のもとサンゴ礁が発達した広大な海域に自然豊かな離島を多数有しながら、貴重な固有の野生生物が数多く生息するなど、本土とは異なる固有の自然環境を有しています。

令和3(2021)年7月には、その固有な生物の多さ等から、本県の本島北部及び西表島が奄美大島及び徳之島とともに、「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」とし世界自然遺産に登録されました。

一方で、島しょ県という地理的特性は、環境負荷の増大に対し脆弱であるという特色もあわせ持っています。さらに、豊かな自然環境を目的としたリゾート開発や観光客や移住者の増加は、本県の経済発展に大きく貢献してきたものの、ときに自然へ負荷要因ともなり、持続可能な観光という視点も大変重要となっています。

本県では、県民、事業者、市町村とともに、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理を進めていくため、平成27(2015)年度に「第四期沖縄県廃棄物処理計画」(以下「第四期計画」という。)を策定し、その推進を図ってきました。

第四期計画の策定以降、世界では天然資源の枯渇、地球温暖化による高温や大雨の多発化といった地球規模の問題を抱え、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた開発目標であるSDGs(Sustainable Development Goals)や、令和3(2021)年8月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第六次評価報告書において地球温暖化の深刻な影響が想定されるなか、これまで個別に議論される傾向のあった「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」に関する政策を統合的に捉える必要性が高まっています。

国では、平成30(2018)年4月に策定された「第五次環境基本計画」において各地域が地域固有の資源・特徴を活かしながら活用する「地域循環共生圏」による持続可能な社会を目指すべき姿として提唱され、平成30(2018)年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においても地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進を掲げているほか、世界的に課題となっている海洋プラスチックごみによる汚染への対応の必要性や食品ロスへの関心の高まりから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4(2022)年4月1日施行)」や「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元(2019)年10月1日施行)」を新たに制定し、取り組み推進のための整備を進めています。

また、本県では「第2次沖縄県環境基本計画(平成30(2018)年10月改定)」により環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進しているほか、令和3(2021)年3月に「気候非常事態宣言」において【2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロ】を表明するなど、環境・エネルギーと観光施策など本県の多様な側面を踏まえた総合的な取り組みを推進しています。

このような背景を踏まえ、本県が取り組む各種施策の方向性とその具体的な目標を明らかにするため、「第五期沖縄県廃棄物処理計画」(以下、「第五期計画」という。)を新たに策定し、県民、事業者、市町村及び県といった多くの主体が連携・協働し、持続可能な社会の構築に向け、廃棄物の枠に留まらない包括的な取り組みを総合的かつ計画的に推進していきます。

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。17の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことなどが宣言されています。

SDGs が掲げる 17 の目標を以下に示します。県民全体で共有する沖縄の 2030 年を目途とする将来像である「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGs の基本理念や 17 の目標と重なることが多いことから、本県では同ビジョンの将来像の実現に向け、SDGs を推進することとしています。よって、第五期計画の推進においても、SDGs の視点を追加し、計画や施策に 17 の個別目標を紐付けて示します。



出典) 国際連合広報センターHP

1.2 計画の性格と位置づけ

廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第5条の5の規定に基づく法定計画であり、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して都道府県が定めることとされています。

また、国の第四次循環基本計画により、固有の資源・特徴を活かしながらかつ活用する「地域循環共生圏」の形成のためには、廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」と連携を図りつつ、県民、事業者、市町村及び県が一体となって取り組みを進めるための計画とする必要があります。

さらに、第五期計画は、平成11(1999)年に策定した本県のごみ処理のあり方や広域処理を実施する場合の基本的な考え方を示した「沖縄県ごみ処理広域化計画」を見直し、将来にわたり持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画(以下、「ごみ処理広域化・集約化計画」という。)を含めて策定するものとします。

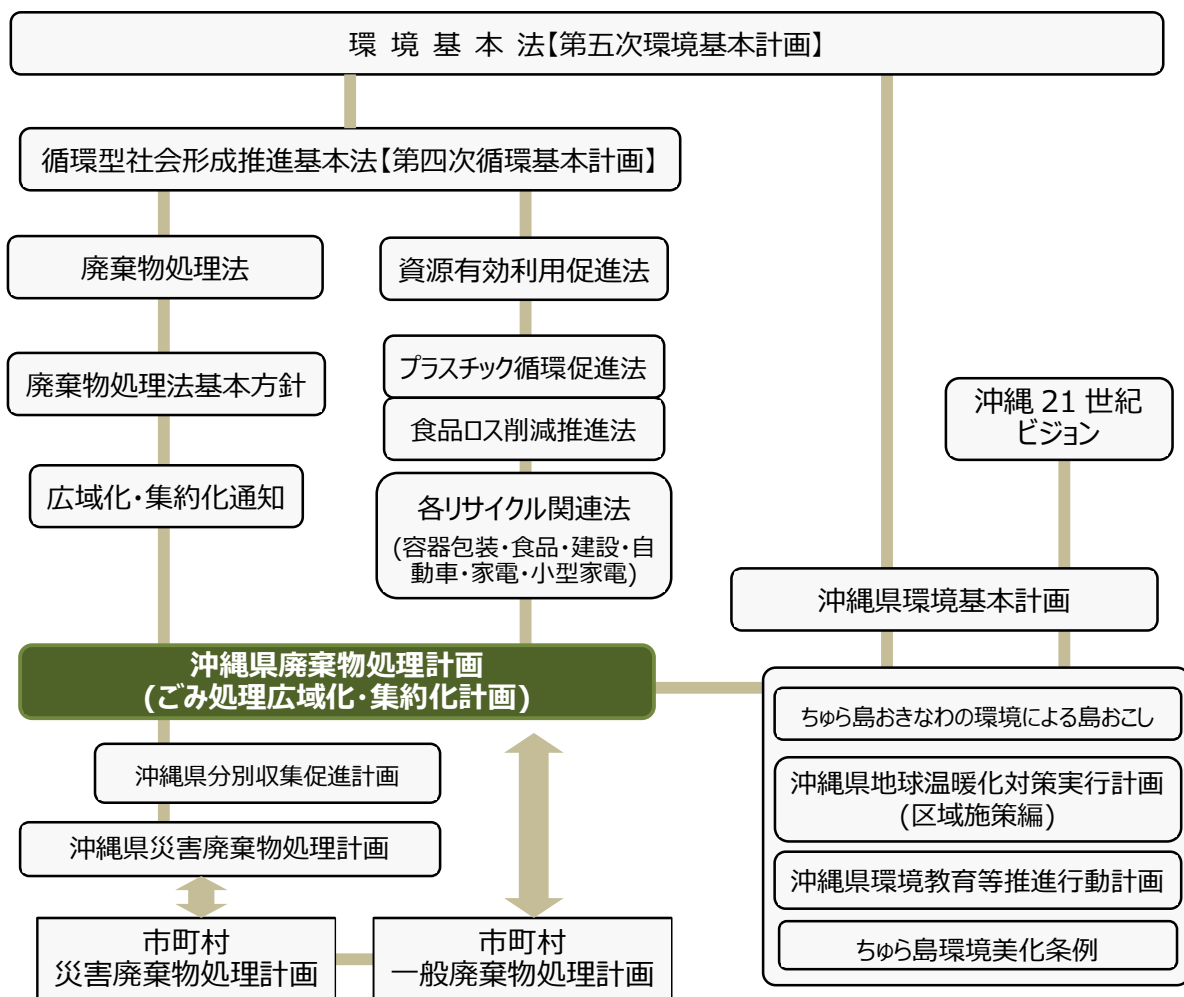


図 1.1 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

第五期計画の対象期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 ヶ年とし、令和 7(2025)年度を目標年度とします。

ただし、ごみ処理広域化・集約化計画については、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 ヶ年を対象期間とします。

社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

1.4 目指すべき将来像

世界に誇れる美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスのとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりがリデュース、リユース、リサイクル(以降、3R と記す)を実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

第五期計画では、将来的に目指す姿として「地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄」を掲げ、それを実現するための 3 つの基本方針に基づいた施策を策定します。



図 1.2 第五期計画の施策体系